

トランスやコンデンサ等の廃棄前には
絶縁油のPCB分析が必要です！

絶縁油中の微量PCB測定のご案内

PCBは昭和47年に製造が中止され絶縁油としての使用が禁止されました。

しかし、昭和47年以降に製造された電機機器にも微量のPCBを含む絶縁油が使用されていることがあります。

PCB特別措置法により、微量であってもPCBの含有量が0.5mg/kg(ppm)を超える場合は、**処分期限内にPCB廃棄物として処分**しなければなりません。

使用中の機器も含め、トランスやコンデンサなどを所有されている方で、銘板からPCB使用電気機器に該当するか不明な場合は、絶縁油を採取してPCB濃度測定が必要です。

処分期限の確認：環境省ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト

http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb_soukishori/



コンデンサ



トランス



安定器

当会のPCB測定

■価格

分析料金：15,000円（税抜き）

■納期

到着翌日より7営業日です。

お急ぎの場合はご相談下さい。

■公定法で測定

「絶縁油中の微量PCB測定に関する簡易測定法マニュアル(第3版)(2011年5月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)」により測定を行います。

定量下限：0.15mg/kg

●ご依頼から結果報告までの流れ

ご依頼	窓口・お電話でお受けします。
専用の採取器具の貸し出し	窓口・郵送でお渡しします。
試料採取・提出	採取後、郵送または窓口にて提出して下さい。
分析結果報告書の納品	窓口・郵送でお渡しします。

＜お問い合わせ先＞
一般財団法人広島県環境保健協会
〒730-8631
広島県広島市中区広瀬北町 9-1
環境生活センター 業務開発課
TEL:082-293-0163(直)